

国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ

国民健康保険

● 限度額適用認定証の更新

現在の認定証の有効期限は7月末です。引き続き必要な人は、必ず再申請してください。(自動更新ではありません。)

お知らせ 今年度は再申請を7月中旬から受付!

8月以降、受付順に普通郵便にて送付します。

申請方法 郵送または窓口にて(できるだけ郵送申請をご利用ください。)

申請書はホームページからダウンロード可能です。
また、お電話いただければ送付します。必要事項を記入のうえ、ご提出ください。
※日中連絡が取れる電話番号を必ずご記入ください。

● 国民健康保険高齢受給者証を送付(対象:70歳~74歳の人)

新しい高齢受給者証を7月下旬に送付します。「国民健康保険高齢受給者証」には自己負担割合(2割または3割)を表示しています。

医療機関の受診時には、保険証とともに医療機関窓口で提示してください。

【有効期間】令和2年8月1日~令和3年7月31日

新型コロナウイルス感染症の影響による減免について (国民健康保険・後期高齢者医療制度)

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業又は収入が減少した世帯等に対して、保険料の減免を実施します。

令和2年2月から令和3年3月までの保険料が対象です。(令和3年3月末までに申請要)

減免要件や必要な書類、申請書はホームページに掲載しています。



国民健康保険
(大阪市ホームページ)



後期高齢者医療制度
(大阪府後期高齢者医療
広域連合ホームページ)

★郵送申請をご利用ください。

問合せ 保険年金課 2階 21 番窓口 ☎6694-9946 FAX 6692-4423

後期高齢者医療制度

● 後期高齢者医療被保険者証を送付

新しい保険証を7月上旬に送付します。

今回の更新に伴い、保険証の色が橙色から **薄緑色** に変わります。

【有効期間】令和2年8月1日~令和3年7月31日

〔旧〕



令和2年7月31日まで(橙色)

〔新〕



令和2年8月1日から(薄緑色)

簡易書留・転送
不要にて送付



● 令和2年度保険料決定通知書を送付

前年中の所得をもとに保険料を決定し、7月中旬に通知します。

保険料を年金から支払われている人は、口座振替による納付方法に変更できる場合がありますので、お問い合わせください。

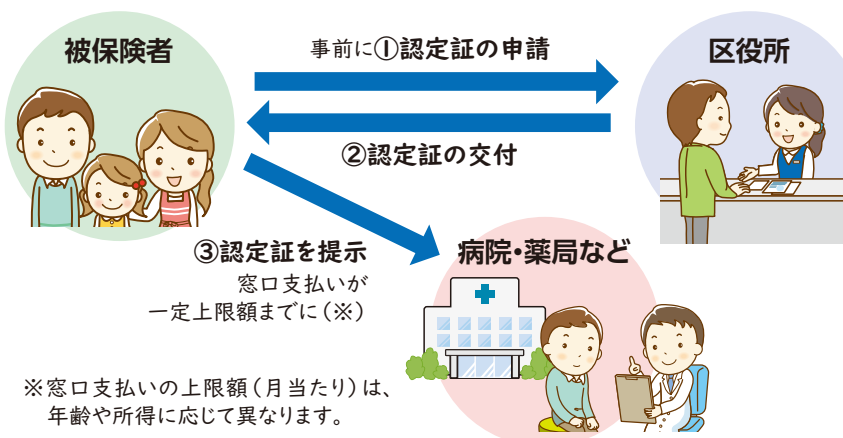
● 限度額適用(標準負担額減額)認定証の更新

現在の認定証の有効期限は7月末までです。すでに認定証をお持ちで、8月以降も区分が変わらない人には、新しい認定証を7月下旬に送付します。ただし、区分が変わる人で引き続き必要な人は、8月に入ってから再申請してください。

ちょっと教えて!

Q. 医療費が高額になる予定がある場合どうすればいい?

A. 医療機関受診の際に「限度額適用認定証」を提示することで、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。



◆ちなみに「認定証」を提示せず、上限額を超えて支払った場合は・・・
高額療養費支給申請の手続きになります。

- (1) 医療機関で自己負担額を支払う
- ⇒ (2) 区役所で高額療養費の支給申請をする
- ⇒ (3) 支払った自己負担額と限度額の差額が、後日支給される

※後期高齢者医療制度に加入している人については、初めて高額療養費支給対象見込みとなった際に、大阪府後期高齢者医療広域連合から申請書を送付します。一度申請すると、口座番号等の変更がない限り、再度の申請は不要です。

◆申請に必要なもの◆

〈国民健康保険加入者〉	
対象:入院または高額な外来診療受診者	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ●70歳未満の人 ●70歳から74歳までの市民税非課税世帯の人 ●70歳から74歳までの負担割合が3割の人 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険証 ●印鑑 ●マイナンバーが確認できるもの ●身分証明書等
70歳から74歳までの負担割合が2割で、市民税課税世帯の人	申請は不要 ※高齢受給者証で確認します。

〈後期高齢者医療制度加入者〉	
対象:入院または高額な外来診療受診者	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ●市民税非課税世帯の人 ●負担割合が3割の人 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険証 ●印鑑
負担割合が1割で、市民税課税世帯の人	申請は不要 ※後期高齢者医療被保険者証で確認します。

例年、この時期は窓口が大変混雑していますので、来庁される際は時間に余裕を持ってお越しください。毎年、多数の問合せをいただいております。時間帯によっては電話が繋がりにくくなっています。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

問合せ 保険年金課 2階 22 番窓口
(〒558-8501 住吉区南住吉3-15-55)
☎6694-9956 FAX 6692-4423